

南伊勢町中期財政計画

(平成27年度～平成30年度)



平成27年3月

はじめに

【趣旨】

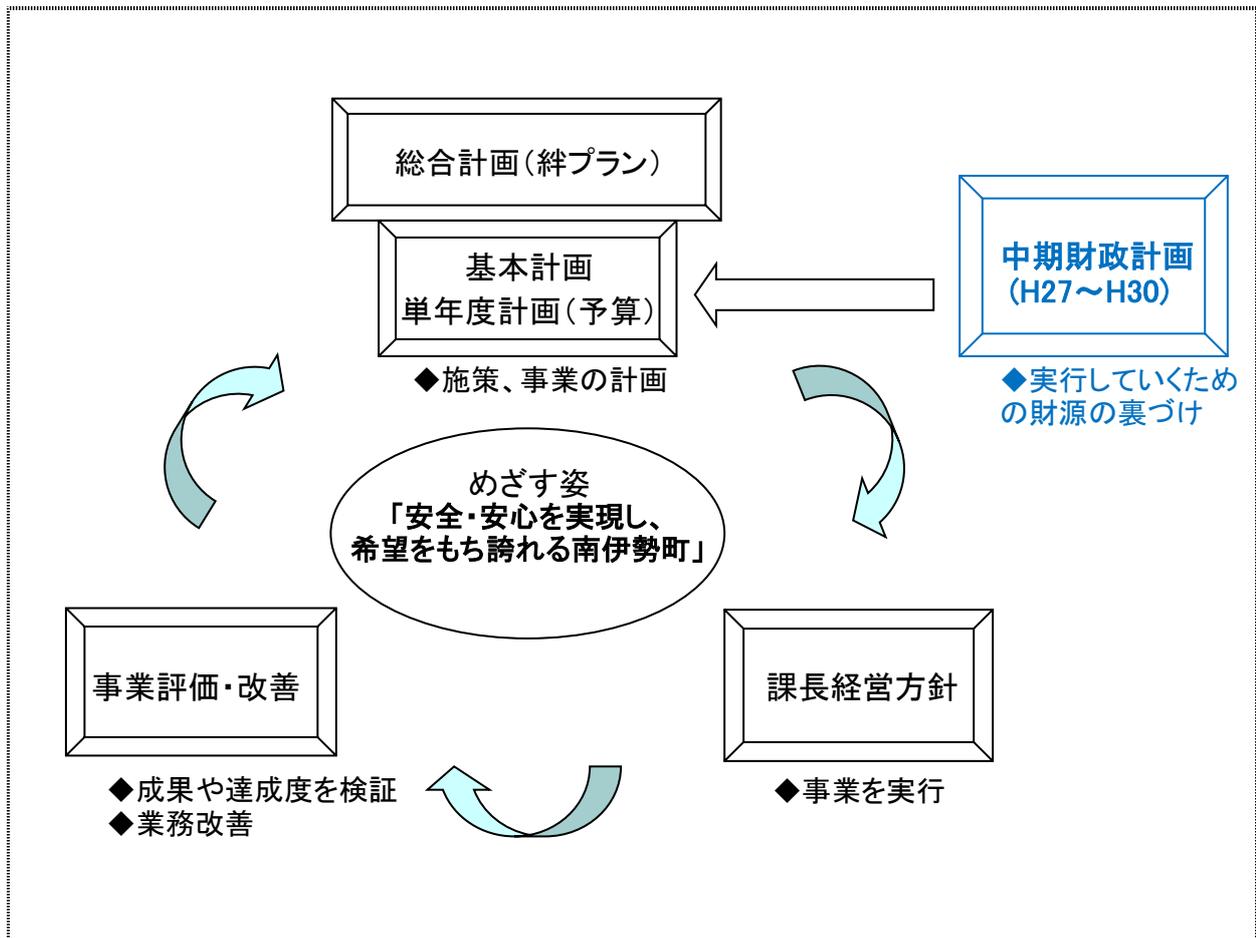
南伊勢町では、「南伊勢町総合計画」絆プランに基づく施策・事業を効果的かつ計画的に推進するため「南伊勢町中期財政計画」を作成しました。この計画は総合計画を着実に実行していくための財源の裏づけとなるもので、現在の町の財政の姿や運営上の課題などを明らかにしたうえで、将来の財政見通しを予測しています。

今回、平成26年度現計予算及び平成27年度当初予算との整合を図るとともに、基本計画に基づく事業の実行に必要な経費と財源を見込みました。

【計画の期間および会計単位】

- ① 計画期間は、平成27年度から平成30年度までの4年間とする。
(基本計画との連動)
- ② 会計単位は、普通会計(一般会計)とする。

【中期財政計画の位置づけ】



南伊勢町の財政状況

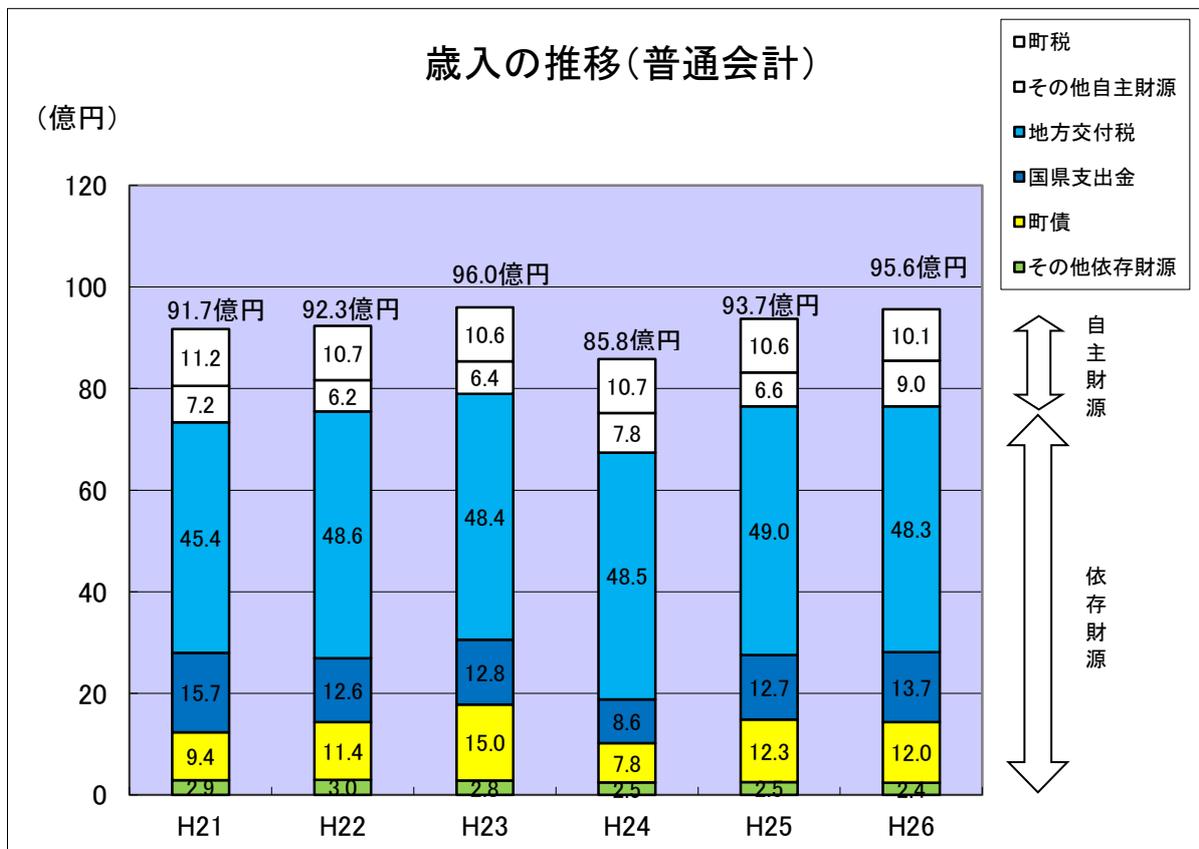
(1) 歳入の状況

南伊勢町に入ってくるお金(歳入)には様々な種類がありますが、大きく分けて自主財源と依存財源に分けることができます。自主財源とは町が自主的に収入するもので、依存財源とは国又は県の意思決定に基づき収入されるものになります。

自主財源の主たるものは町税です。町税については毎年減少しており、今後も人口減少や労働人口の減少によりさらに厳しくなることが予想されます。

依存財源については、国・県補助金や地方交付税、また町債などが主なものです。補助金や町債は建設事業の財源になるものとその他のものに分かれますが、建設事業に伴うものは年度間に大きな増減があります。ここ数年間は合併特例事業や国の地域活性化・雇用対策等の交付金があり高い水準で推移しています。

また、財源の半分以上を占める地方交付税は、主に人口(国勢調査)や面積を基礎として算定されます。したがって、人口が減少することは町の財政に大きな影響を与えることとなります。今後の地方交付税の動向につきましては、人口減少と合併特例による算定替(合併後10年は2つの町があったものとして算定、その後5年間で段階的に縮減していく。)が縮減していくことによって年々厳しくなっていくことが予測されます。



注) H21～H25は決算額、H26は現計予算額に繰越事業費を含めた額である。

南伊勢町の財政状況

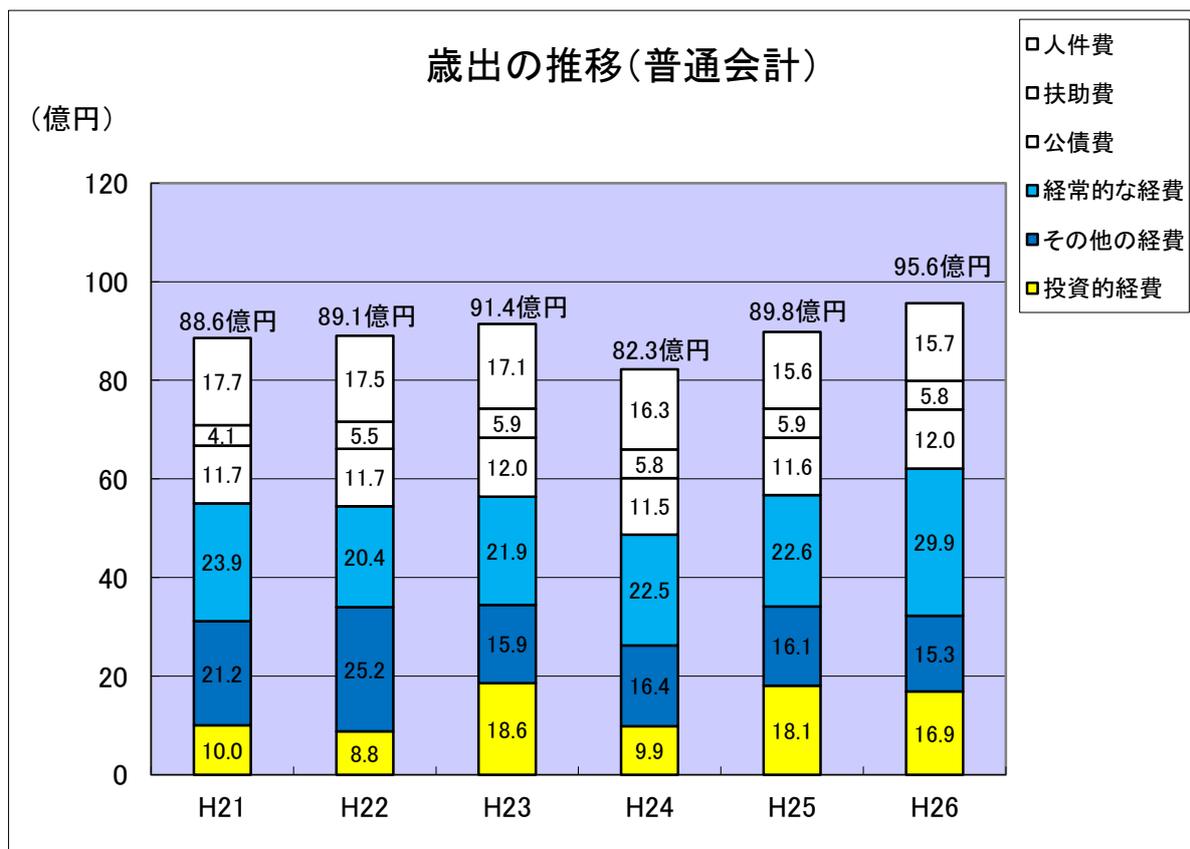
(2) 歳出の状況

南伊勢町から出て行くお金(歳出)にも様々な種類がありますが、歳出を性質別に捉えると、経常的経費と投資的経費に大きく分けることができ、経常的経費の中でも人件費・扶助費・公債費は義務的経費と呼ばれています。経常的経費の割合が高くなると他の経費にまわせるお金が少なくなってしまうことになります。

経費別に見てみると、人件費と扶助費については、ほぼ横ばいで推移するものと予想されますが、公債費については、防災対策事業や合併特例事業などの事業費が増加傾向にあることからこれに比例して増加していくものと予測されます。

普通建設事業については国の経済対策交付金等を活用した公共施設の整備や小中学校や保育所の統合事業などの影響で高い水準で推移していますが、今後も防災対策事業や火葬場建設事業、道路整備事業などを予定しており、引き続き高い水準で推移するものと予測されます。

繰出金については、今後も増え続ける社会保障関係費の影響で保険事業会計への繰出金が増え続けるものと予測されます。



注) H21～H25は決算額、H26は現計予算額に繰越事業費を含めた額である。

経常的な経費…物件費、維持補修費、補助費等

その他の経費…積立金、投資・出資・貸付金、繰出金、予備費

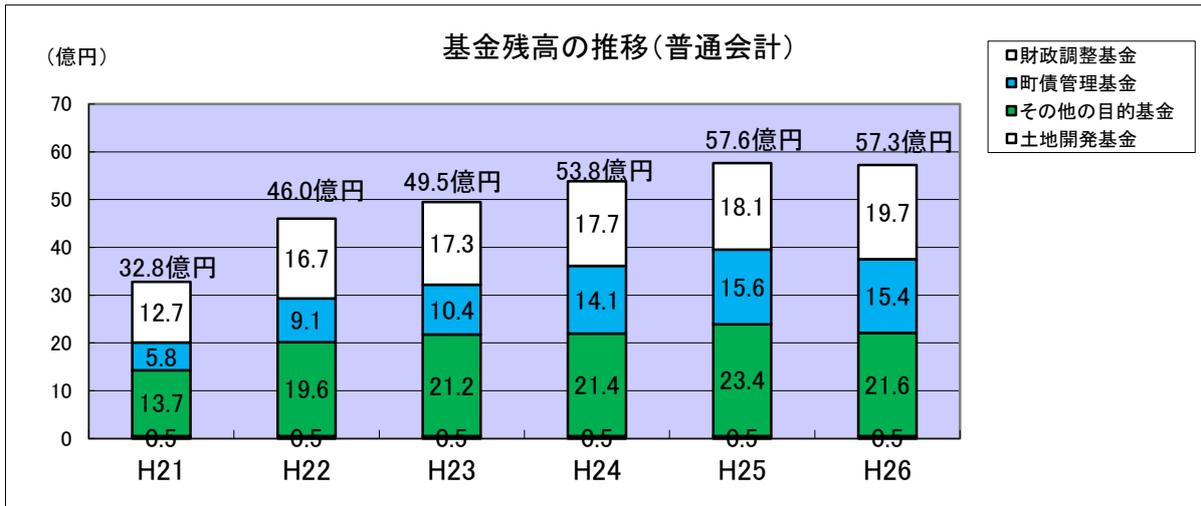
南伊勢町の財政状況

(3) 基金残高の推移

基金とは、家計でいう預貯金にあたるものです。

基金は毎年の決算における剰余金の積立てや後年度に必要となることが見込まれるものについて予め基金の積立てを行います。その後は計画的に活用していきます。

その他目的基金の大きな伸びの要因は、合併特例による地域振興基金の積立てや医療対策及び医療施設整備のための基金の積立てを行ったことによるものです。



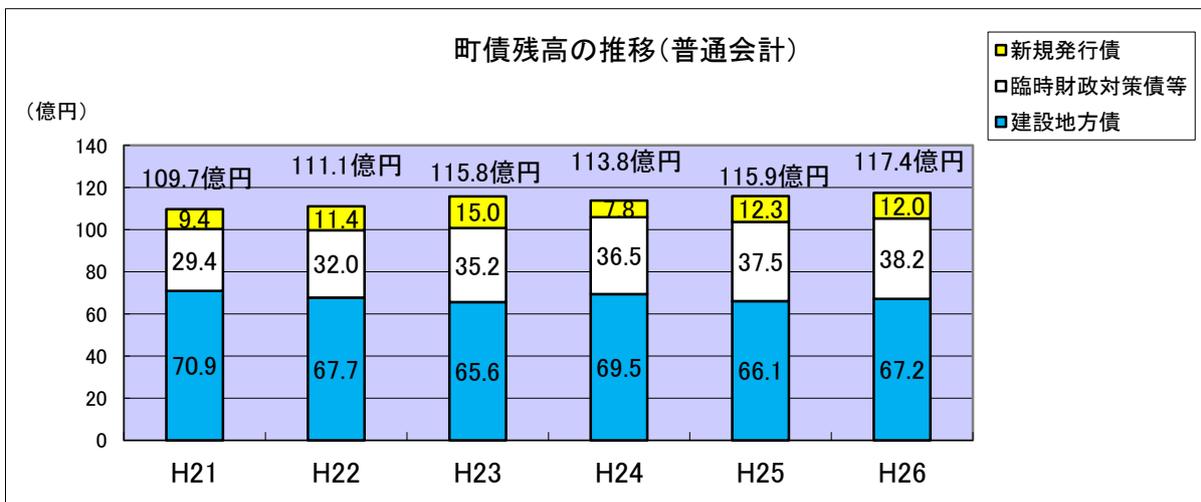
注) H21～H25は決算額、H26は現計予算額である。

(4) 町債残高の推移

町債(地方債)とは、家計でいうローンにあたるものです。

地方公共団体は学校や保育所などの公共施設の建設や災害復旧事業を行うための財源として地方債を発行することができます。また、臨時財政対策債など特例的に赤字地方債の発行が認められているものもあります。

町債残高については、公共事業が高い水準で移行していくのに比例し、町債残高も上昇傾向にあります。残高を減らすには新規発行を抑制していく必要があります。



注) H21～H25は決算額、H26は現計予算額に繰越事業費を含めた額である。

試算前提条件

(歳入)

町税	<ul style="list-style-type: none"> ・税目別に推計。 ・個人町民税は、平成26年度からの震災復興での均等割500円加算を算入している。 ・法人町民税は、平成27年度から税率が9.7%（現行は12.3%）に変更されることを見込んでいる。 ・固定資産税は、平成27年度と平成30年度の評価替えを考慮している。 ・軽自動車税は、平成28年度から新税率となることを見込んでいる。
地方交付税	<ul style="list-style-type: none"> ・普通交付税については、平成27年度の国調人口の見込値で推計。 ・平成29年4月からの消費税の引き上げ及び自動車取得税の廃止を考慮している。 ・合併算定替は平成28年度から5年間かけて段階的に縮減していき、平成33年度には一本算定へ完全移行していく。
国・県支出金	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業補助金については、各年度の普通建設事業に対応して推計。 ・その他の補助金については、平成27年度当初予算額をベースとして推計。
町債	<ul style="list-style-type: none"> ・建設事業地方債は各年度の普通建設事業に対応して推計。 ・臨時財政対策債は固定値として推計。
その他の収入	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度当初予算額をベースとして推計。 ・平成29年4月からの消費税の引き上げ及び自動車取得税の廃止を考慮している。

(歳出)

人件費	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度当初予算額をベースとして推計。
扶助費	<ul style="list-style-type: none"> ・現行制度に基づき、平成27年度当初予算額をベースとして推計。
公債費	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の町債償還計画に加え、計画期間中の各年度における新規発行債の償還計画を試算し推計。
投資的経費	<ul style="list-style-type: none"> ・各年度における普通建設事業の見込みにより推計。
その他の支出	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度当初予算額をベースとして推計。 ・補助費等については、企業会計及び一部事務組合への負担金を考慮している。

南伊勢町の中期財政計画

(歳入)

(単位:百万円、%)

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
自主財源	町 税	1,024	1.6	1,013	△ 1.1	1,004	△ 0.9	983	△ 2.1
	使用料・手数料	86	2.6	86	0.0	86	0.0	86	0.0
	そ の 他 収 入	469	△ 42.9	232	△ 50.5	229	△ 1.3	229	0.0
	小 計	1,579	△ 17.5	1,332	△ 15.6	1,320	△ 0.9	1,299	△ 1.6
依存財源	地 方 交 付 税	4,825	△ 0.2	4,690	△ 2.8	4,640	△ 1.1	4,549	△ 2.0
	国 庫 支 出 金	630	△ 8.7	747	18.6	811	8.6	621	△ 23.4
	県 支 出 金	604	△ 11.9	457	△ 24.3	377	△ 17.5	388	2.9
	譲与税・交付金	319	34.0	319	0.0	324	1.6	384	18.5
	町 債	1,203	0.2	1,580	31.3	1,432	△ 9.4	1,094	△ 23.6
	小 計	7,580	△ 0.9	7,794	2.8	7,584	△ 2.7	7,036	△ 7.2
歳入合計		9,159	△ 4.2	9,125	△ 0.4	8,904	△ 2.4	8,335	△ 6.4

(歳出)

区 分		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
		計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率	計画額	伸率
義務的経費	人 件 費	1,525	△ 2.8	1,525	0.0	1,525	0.0	1,525	0.0
	扶 助 費	566	△ 2.8	566	0.0	566	0.0	566	0.0
	公 債 費	1,195	△ 0.3	1,111	△ 7.0	1,151	3.6	1,165	1.2
経 常 的 な 経 費		2,931	△ 1.8	2,586	△ 11.8	2,816	8.9	2,826	0.4
そ の 他 の 経 費		1,396	△ 9.0	1,310	△ 6.2	1,319	0.7	1,195	△ 9.4
投資的経費	普通建設事業費	1,547	△ 3.1	2,167	40.1	1,747	△ 19.4	1,271	△ 27.3
	災害復旧事業費	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
歳出合計		9,159	△ 4.2	9,264	1.2	9,124	△ 1.5	8,548	△ 6.3

収支(歳入－歳出)	0	△ 138	△ 220	△ 213
-----------	---	-------	-------	-------

注1) 経常的な経費…物件費、維持補修費、補助費等

その他の経費…積立金、投資・出資・貸付金、繰出金、予備費

注2) 表示単位未満四捨五入の関係で、積上げと合計が一致しない箇所がある。

基金積立金	38	38	38	38
基金取崩額	243	8	8	8
基金残高	5,530	5,560	5,591	5,622
町債残高	11,882	12,471	12,863	12,893

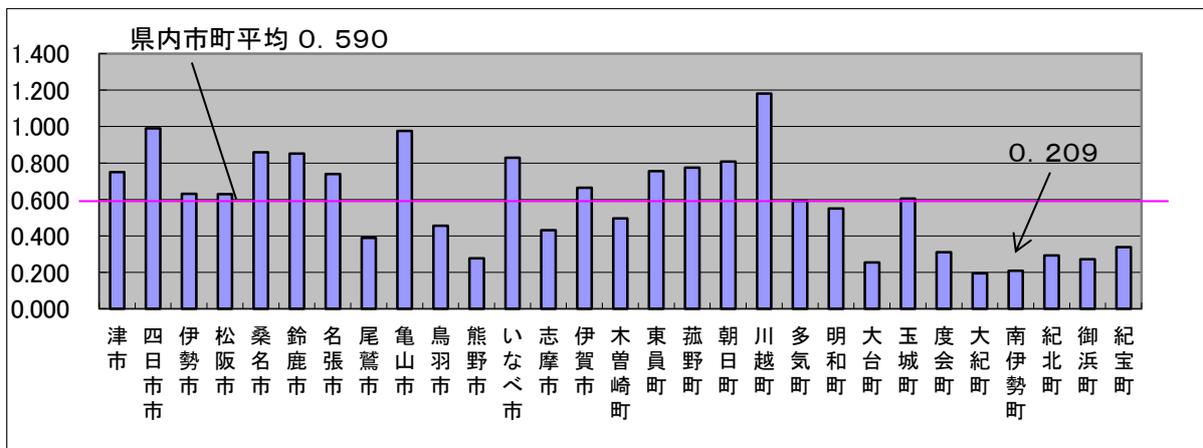
南伊勢町の財政状況(参考資料)

財政指標の状況

①財政体力を示す「財政力指数」

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、町税など標準的に収入されるお金がどの程度あるかを示す指標です。この数値が「1.000」を超えると、普通交付税が交付されない団体となります。

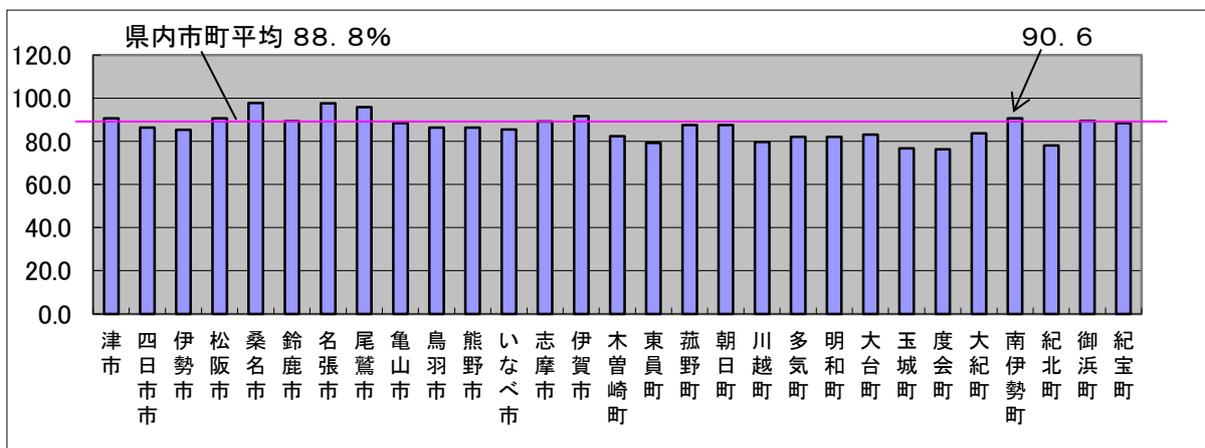
南伊勢町は「0.209」(平成26年度)ですので、財政力は弱く、地方交付税など多くの依存財源に頼っている状況です。



②財政自由度のバロメーター「経常収支比率」

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、人件費や施設の維持費など毎年決まって出て行くお金(経常的な経費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。数値が「100%」の場合、決まって入ってくるお金のすべてが決まった支出として出て行くため、その年に自由に使えるお金はゼロということになります。

南伊勢町は「90.6%」(平成25年度)ですので、自由に使えるお金は9.4%程度となり、あまり余裕がない状況です。



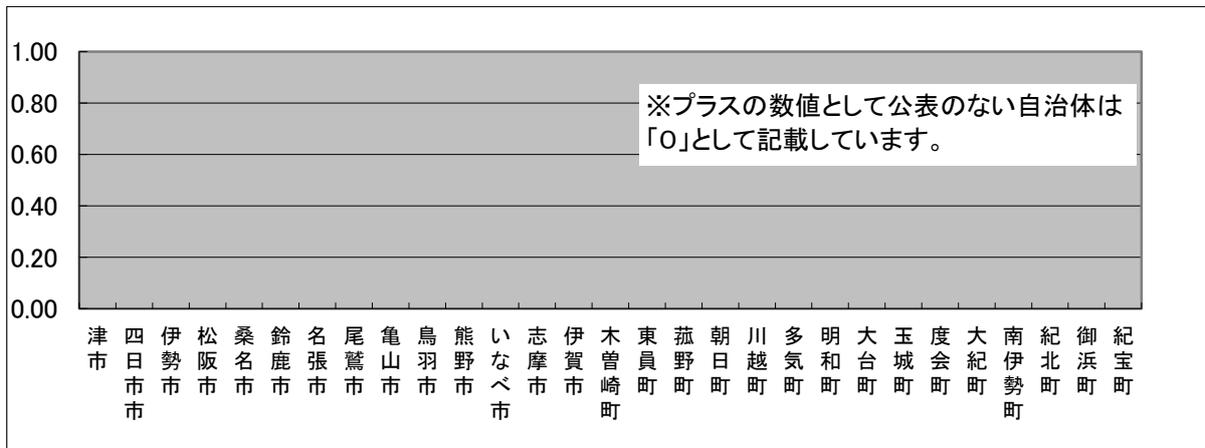
南伊勢町の財政状況(参考資料)

財政指標の状況

③一般会計の収支決算をチェックする「実質収支比率(赤字の場合は実質赤字比率)」

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、その年の一般会計決算により生じた実質収支額(収入から支出を差し引いた額)がどの程度の割合になるかを示す指標です。収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなり、その年の決算が健全であったかどうかをチェックすることができます。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス11.25%～15%、「財政再生基準」はマイナス20%と定められています。

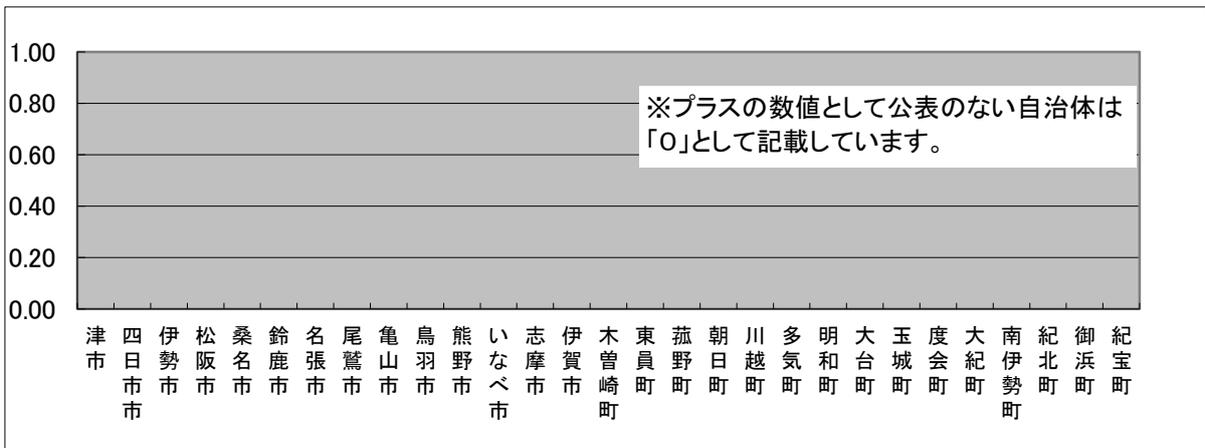
南伊勢町は、「プラス6.08%」(平成25年度)となっています。



④すべての会計の収支決算をチェックする「実質収支比率(赤字の場合は実質赤字比率)」

自治体の会計には、一般的な収支を管理する一般会計のほかに、国民健康保険や上下水道などの事業に関する特別会計があります。これらの会計の収支決算を民間企業の「連結決算」と同様に合計し、チェックするためのものです。「実質収支比率」と同様、連結の収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「早期健全化基準」はマイナス16.25%～マイナス20%、「財政再生基準」はマイナス35%と定められています。

南伊勢町は、「プラス15.76%」(平成25年度)となっています。



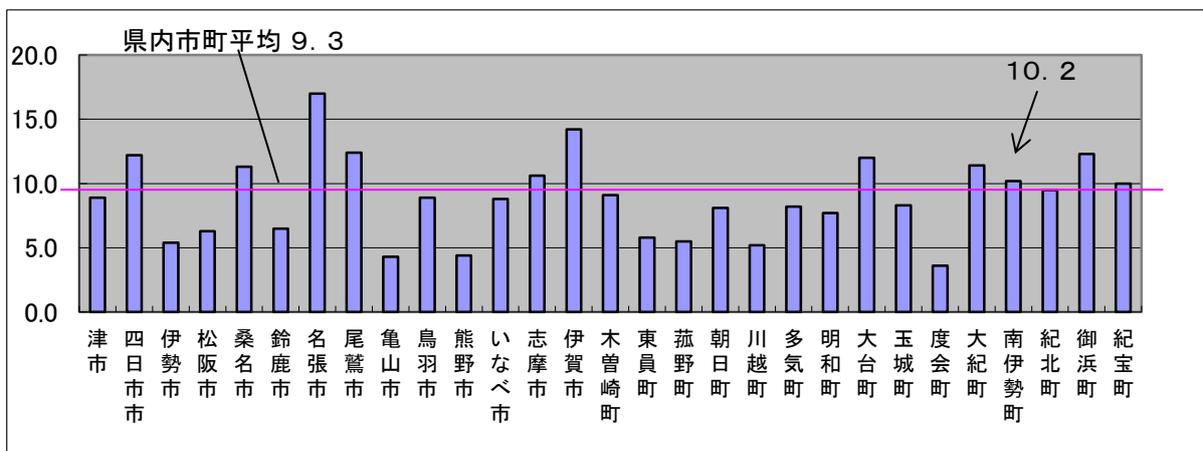
南伊勢町の財政状況(参考資料)

財政指標の状況

⑤体力以上の借金負担がないかをチェックする「実質公債費比率」

町の税金や地方交付税など毎年決まって入ってくるお金(経常的な収入)に対して、借入金(町債)の返済にあてた経費(公債費)がどの程度の割合になるかを示す指標です。一般会計、特別会計などすべての会計にわたり計算され、借金返済の負担が多すぎないかチェックすることができます。チェックの目安として国が定めた基準により「18%」以上になると新たな借入れ(地方債の発行)に際し段階的に制約を受けることとなります。また、財政健全化法では「早期健全化基準」は25%、「財政再生基準」は35%と定められています。

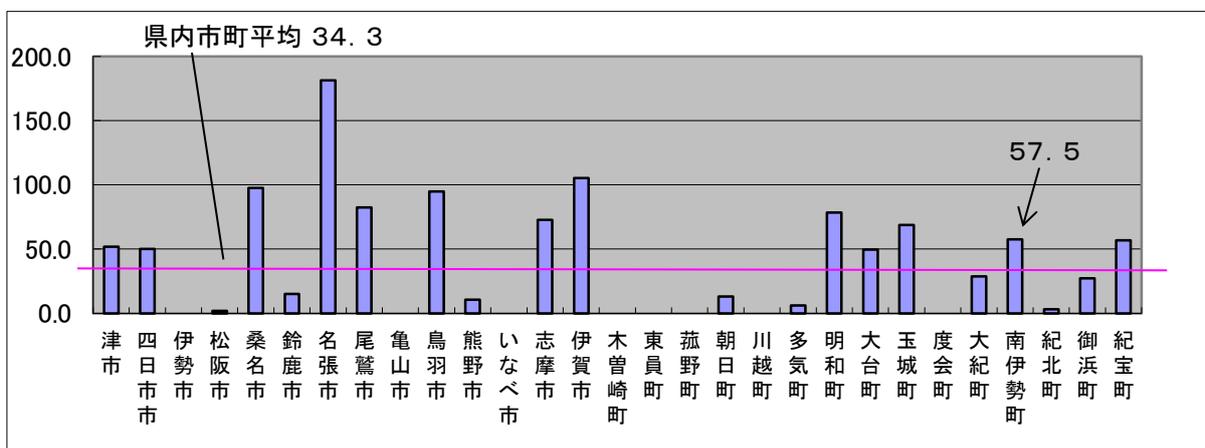
南伊勢町は「10.2%」(平成25年度)となっています。



⑥将来負担すべき実質的な負債をチェックする「将来負担比率」

町の人口や面積などに応じ標準的にかかるお金に対して、借入金(町債)や債務負担(長期契約などにより複数年にわたり支払の予定があるもの)などすべての負担額から積立金(基金)などを引いた金額がどの程度の割合になるかを示す指標です。借入金や債務負担には返済が将来発生するという仕組みがあるので、将来、肩代わりする可能性のある第3セクター等の債務なども考慮し、実質的な財政負担全体の状況を数値として表すことができます。財政健全化法では「早期健全化基準」は350%と定められています。

南伊勢町は、「57.5%」(平成25年度)となっています。



財政指標の状況

⑦公営企業会計の健全度合いをチェックする「資金不足比率」

上下水道などの公営企業会計について、それぞれの実質収支額(収入から支出を差し引いた額)を料金収入などの事業規模と比較して指標化します。「実質収支比率」「連結実質収支比率」と同様、収支決算が黒字であればプラス、赤字であればマイナスとなります。財政健全化法では、「経営健全化基準」はマイナス20%と定められています。

南伊勢町では病院事業、上水道事業、簡易水道事業、下水道事業、戸別合併処理浄化槽事業の5つの公営企業会計がありますが、いずれも赤字がないため、この比率は以下のとおり、すべてプラスとなっています。

(※プラスの場合は比率を表示せず「-」で示します。)

公営企業会計名	資金不足比率
	平成25年度
病院事業	-
上水道事業	-
簡易水道事業	-
下水道事業	-
戸別合併処理浄化槽事業	-